

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 公開特許公報(A)

(11) 特許出願公開番号

特開2015-187664

(P2015-187664A)

(43) 公開日 平成27年10月29日(2015.10.29)

(51) Int.Cl.			F I	テーマコード (参考)		
G09F	3/00	(2006.01)	G09F	3/00	D	
G09F	3/02	(2006.01)	G09F	3/02	N	
G09F	3/10	(2006.01)	G09F	3/10	H	
B42D	11/00	(2006.01)	B42D	11/00	E	

審査請求 未請求 請求項の数 1 O L (全 15 頁)

(21) 出願番号 特願2014-65235 (P2014-65235)
 (22) 出願日 平成26年3月27日 (2014.3.27)

(71) 出願人 000110217
 トップラン・フォームズ株式会社
 東京都港区東新橋一丁目7番3号
 (74) 代理人 100123788
 弁理士 宮崎 昭夫
 (74) 代理人 100127454
 弁理士 緒方 雅昭
 (72) 発明者 ▲高▼木 悟史
 東京都港区東新橋一丁目7番3号 トップ
 ラン・フォームズ株式会社内

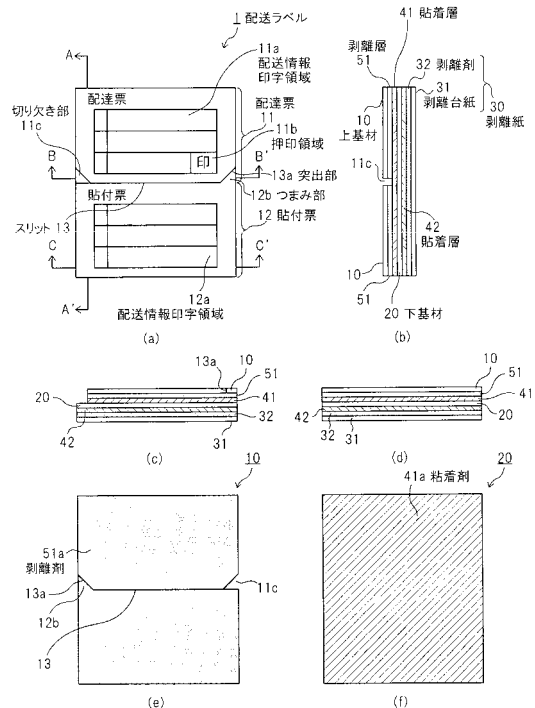
(54) 【発明の名称】 ラベル

(57) 【要約】

【課題】被着体から順次分離される2つの領域のうち、特に、後に被着体から分離される領域について、被着体から不用意に分離してしまうことを回避しながらも、必要時には被着体から容易に分離する。

【解決手段】配達票11と貼付票12とがスリット13を介して分離可能に接続した上基材10と、上基材10の一方の面に剥離可能に貼着された下基材20とを有し、下基材20の上基材10との貼着面とは反対側の面に積層された貼着層42によって剥離紙30が貼着される構成において、貼付票12は、スリット13の一部が配達票11側に突出していることにより、配達票11側に突出したつまみ部12bを有する。

【選択図】図1



【特許請求の範囲】**【請求項 1】**

第 1 の領域と第 2 の領域とが分離線を介して分離可能に接続した第 1 のシートと、前記第 1 のシートの一方の面に剥離可能に貼着された第 2 のシートとを有し、前記第 2 のシートの前記第 1 のシートとの貼着面とは反対側の面に積層された貼着層によって剥離紙が貼着されてなるラベルにおいて、

前記第 2 の領域は、前記分離線の一部が前記第 1 の領域側に突出していることにより、前記第 1 の領域側に突出したつまみ部を有することを特徴とするラベル。

【発明の詳細な説明】**【技術分野】**

10

【0001】

本発明は、被着体に貼着された状態から 2 つの領域に分けて被着体から順次分離されるラベルに関する。

【背景技術】**【0002】**

従来より、配送物を配送する場合、配送物の配送元及び配送先の住所や氏名あるいは名称等の配送情報が印字された配送ラベルが用いられている。このような配送ラベルは、上述したような配送情報が印字され、裏面に塗工された粘着剤によって配送物に貼着されて使用される。そして、配送物が配送先に配送された後、配送物に貼着された配送ラベルの一部が配送ラベルから分離され、配送業者等にて持ち帰られることになる。

20

【0003】

図 10 は、一般的な配送ラベルの一例を示す図であり、(a) は正面図、(b) は (a) に示した A - A' 断面図、(c) は (a) に示した B - B' 断面図、(d) は (a) に示した C - C' 断面図、(e) は上基材 710 の裏面の構成を示す図、(f) は下基材 720 の表面の構成を示す図である。

【0004】

本例は図 10 に示すように、剥離紙 730 上に下基材 720 と上基材 710 とが積層されて構成された配送ラベル 701 である。

【0005】

剥離紙 730 は、剥離台紙 731 の一方の面に剥離剤 732 が塗工されることによって構成されている。この剥離紙 730 の剥離剤 732 が塗工された面に下基材 720 が積層され、下基材 720 の裏面に粘着剤が塗工されることによって積層された貼着層 742 を介して下基材 720 が剥離紙 730 に剥離可能に貼着されている。

30

【0006】

上基材 710 は、配達票 711 と貼付票 712 とがスリット 713 を介して分離可能に接続して構成されている。配達票 711 及び貼付票 712 のそれぞれには、この配送ラベル 701 が貼着されて配送される配送物の配送元及び配送先の住所や氏名あるいは名称等の配送情報が印字される配送情報印字領域 711a, 712a が設けられている。また、配達票 711 は、この配送ラベル 701 が貼着されて配送される配送物の配送先にて受領印を押下するための押印領域 711b が設けられているとともに、貼付票 712 に接続する角部が、三角形に切り欠かれていることにより切り欠き部 711c となっている。

40

【0007】

下基材 720 の表面にはその全面に粘着剤 741a が塗工されることによって貼着層 741 が積層されており、この貼着層 741 によって下基材 720 に上基材 710 が貼着されているが、上基材 710 のうち配達票 711 の裏面にはその全面に剥離剤 750a が塗工されることによって剥離層 750 が積層されており、それにより、配達票 711 は下基材 720 に剥離可能に貼着されている。

【0008】

以下に、上記のように構成された配送ラベル 501 の使用方法について説明する。

【0009】

50

図 11 は、図 10 に示した配送ラベル 701 の使用方法を説明するための図である。

【0010】

図 10 に示した配送ラベル 701 は、まず、図 11 (a) に示すように、配達票 711 及び貼付票 712 のそれぞれに設けられた配送情報印字領域 711a, 712a に、この配送ラベル 701 が貼着されて配送される配送物の配送元及び配送先の住所や氏名あるいは名称等の配送情報 711d, 712d が印字された後、下基材 720 が剥離紙 730 から剥離される。

【0011】

下基材 720 が剥離紙 730 から剥離された配送ラベル 701 は、下基材 720 の裏面に塗工された粘着剤 742a が表出し、図 11 (b) に示すように、この粘着剤 742a によって、配送物が収納された段ボール箱 702 に貼着される。

10

【0012】

配送ラベル 701 が段ボール箱 702 に貼着された配送物が、配送情報印字領域 711a, 712a に印字された配送情報 711d, 712d に従って配送先に届けられると、配達票 711 の押印領域 711b に受領印が押下され、図 11 (c), (d) に示すように、配達票 711 が、切り欠き部 711c を剥離開始端として下基材 720 から剥離され、配送ラベル 701 から分離される。配達票 711 は、裏面に剥離剤 750a が塗工されていることにより下基材 720 から剥離できるとともに、貼付票 712 とはスリット 713 を介して分離可能に接続しているため、配送ラベル 701 から分離することができる。

【0013】

このように配送ラベル 701 から分離した配達票 711 は、配送業者等にて持ち帰られることになる。

20

【0014】

一方、上述したようにして配送された配送物の段ボール箱 702 には、貼付票 712 が貼着されたままの状態となっている。この貼付票 712 には、配送物の配送元及び配送先の住所や氏名あるいは名称等の配送情報 712d が配送情報印字領域 712a に印字されているため、段ボール箱 702 から配送物を取り出した後に段ボール箱 702 を廃棄する際、配送情報 712d の漏洩を回避するために貼付票 712 を段ボール箱 702 から剥離することが好ましい。

【0015】

ところが、貼付票 712 は、配達票 711 のように下基材 720 との貼着面に剥離層 750 が積層されているわけではなく、粘着層 741 によって上基材 710 が下基材 720 に直接貼着されているため、下基材 720 から剥離することが困難である。

30

【0016】

ここで、配達票がミシン目によって分離可能となった配送用伝票において、貼付票もミシン目によって分離可能に構成し、さらに、貼付票の裏面に粘着剤を部分的に塗工してベース基材に貼着しておくことにより、配送物の配送後に、ミシン目を破断しながら貼付票をベース基材から剥離可能とする配送用伝票が、例えば特許文献 1 に開示されている。この配送用伝票においては、配達票と貼付票とがそれぞれミシン目によって配送用伝票から分離可能となっているものの、貼付票においては、その裏面に粘着剤が部分的に塗工されているため、配送途中において万が一ミシン目が破断したとしてもベース基材に貼着された状態となり、それにより、配送途中においては配送用伝票から分離しにくく、かつ、配送物の配送後において分離可能な構成となっている。

40

【先行技術文献】

【特許文献】

【0017】

【特許文献 1】 実用新案登録第 3120639 号公報

【発明の概要】

【発明が解決しようとする課題】

【0018】

50

特許文献 1 に開示されたものにおいては、貼付票を配送物から分離可能とするために貼付票の裏面に粘着剤が部分的にしか塗工されていない構成となっているため、配送物に貼着された状態において、貼付票の粘着剤が塗工されていない部分にて貼付票と配送物との間に指等が挟まって、そこから、貼付票が配送物から分離してしまう虞れがある。

【 0 0 1 9 】

また、配送物に貼着される前の状態においては、貼付票が剥離紙に剥離可能に貼着されているが、配達票や貼付票に配送情報を印字するためにプリンタ内を配送用伝票が搬送される際、貼付票の粘着剤が塗工されていない部分において貼付票と剥離紙との間にプリンタの部品等が引っ掛かり、そこから、貼付票が剥離紙から剥離してしまう虞れがある。

【 0 0 2 0 】

本出願人は、上述した配送ラベルに限らず、被着体に貼着された状態から 2 つの領域に分けて被着体から順次分離されるラベルにおいて、2 つの領域のうち、後に被着体から分離される領域について、被着体から不用意に分離してしまうことを回避しながらも、必要時には被着体から容易に分離できるようにする構成を実現すべく鋭意研究を行った。

【 0 0 2 1 】

本発明は、上述したような従来技術が有する問題点に鑑みてなされたものであって、被着体に貼着された状態から 2 つの領域に分けて被着体から順次分離されるラベルにおいて、2 つの領域のうち、特に、後に被着体から分離される領域について、被着体から不用意に分離してしまうことを回避しながらも、必要時には被着体から容易に分離することができるラベルを提供することを目的とする。

【課題を解決するための手段】

【 0 0 2 2 】

上記目的を達成するために本発明は、

第 1 の領域と第 2 の領域とが分離線を介して分離可能に接続した第 1 のシートと、前記第 1 のシートの一方の面に剥離可能に貼着された第 2 のシートとを有し、前記第 2 のシートの前記第 1 のシートとの貼着面とは反対側の面に積層された貼着層によって剥離紙が貼着されてなるラベルにおいて、

前記第 2 の領域は、前記分離線の一部が前記第 1 の領域側に突出していることにより、前記第 1 の領域側に突出したつまみ部を有することを特徴とする。

【 0 0 2 3 】

上記のように構成された本発明においては、第 2 のシートの第 1 のシートとの貼着面とは反対側の面に積層された貼着層によって貼着された剥離紙が剥離され、貼着層によって被着体に貼着された状態から、第 1 の領域が第 2 の領域から分離して第 2 のシートから剥離されると、第 1 の領域と第 2 の領域とを分離可能とする分離線の一部が第 1 の領域側に突出していることにより第 2 の領域から第 1 の領域側に突出したつまみ部において、第 1 の領域側の端部に段差が生じる。そのため、この突出したつまみ部に指を引っ掛けやすくなり、第 2 の領域を第 2 のシートから剥離することで被着体から分離することができる。

【 0 0 2 4 】

このように、第 1 の領域が第 2 の領域から分離して第 2 のシートから剥離されることによって、第 2 の領域を第 2 のシートから剥離しやすくする構成が生じるので、被着体に貼着された状態から、まず第 1 の領域を被着体から分離し、その後、第 2 の領域を被着体から分離する場合、後に被着体から分離される第 2 の領域は、第 1 の領域が第 2 のシートに貼着された状態では被着体から不用意に分離しにくく、第 1 の領域が第 2 のシートから剥離された後、必要時に被着体から容易に分離することができる。

【発明の効果】

【 0 0 2 5 】

本発明によれば、第 2 のシートの第 1 のシートとの貼着面とは反対側の面に積層された貼着層によって貼着された剥離紙が剥離され、貼着層によって被着体に貼着された状態から、第 1 の領域が第 2 の領域から分離して第 2 のシートから剥離されることにより、第 2 の領域を第 2 のシートから剥離しやすくするつまみ部の端部に段差が生じ、このつまみ部

10

20

30

40

50

に指を引っ掛けやすくなるため、被着体に貼着された状態から2つの領域に分けて被着体から順次分離されるラベルにおいて、2つの領域のうち、特に、後に被着体から分離される領域について、被着体から不用意に分離してしまうことを回避しながらも、必要時には被着体から容易に分離することができる。

【図面の簡単な説明】

【0026】

【図1】本発明のラベルの第1の実施の形態を示す図であり、(a)は正面図、(b)は(a)に示したA-A'断面図、(c)は(a)に示したB-B'断面図、(d)は(a)に示したC-C'断面図、(e)は上基材の裏面の構成を示す図、(f)は下基材の表面の構成を示す図である。

10

【図2】図1に示した配送ラベルの使用方法を説明するための図である。

【図3】図1に示した配送ラベルにおける貼付票の下基材からの剥離方法を詳細に説明するための図である。

【図4】本発明のラベルの第2の実施の形態を示す図であり、(a)は正面図、(b)は(a)に示したA-A'断面図、(c)は(a)に示したB-B'断面図、(d)は(a)に示したC-C'断面図、(e)は上基材の裏面の構成を示す図、(f)は下基材の表面の構成を示す図である。

【図5】本発明のラベルの第3の実施の形態を示す図であり、(a)は正面図、(b)は(a)に示したA-A'断面図、(c)は(a)に示したB-B'断面図、(d)は(a)に示したC-C'断面図、(e)は上基材の裏面の構成を示す図、(f)は下基材の表面の構成を示す図である。

20

【図6】本発明のラベルの第4の実施の形態を示す図であり、(a)は正面図、(b)は(a)に示したA-A'断面図、(c)は(a)に示したB-B'断面図、(d)は(a)に示したC-C'断面図、(e)は上基材の裏面の構成を示す図、(f)は下基材の表面の構成を示す図である。

【図7】本発明のラベルの第5の実施の形態を示す図であり、(a)は正面図、(b)は(a)に示したA-A'断面図、(c)は(a)に示したB-B'断面図、(d)は(a)に示したC-C'断面図、(e)は上基材の裏面の構成を示す図、(f)は下基材の表面の構成を示す図である。

【図8】本発明のラベルの第6の実施の形態を示す図であり、(a)は正面図、(b)は(a)に示したA-A'断面図、(c)は(a)に示したB-B'断面図、(d)は(a)に示したC-C'断面図、(e)は上基材の裏面の構成を示す図、(f)は下基材の表面の構成を示す図である。

30

【図9】本発明のラベルの第7の実施の形態を示す図であり、(a)は正面図、(b)は(a)に示したA-A'断面図、(c)は(a)に示したB-B'断面図、(d)は(a)に示したC-C'断面図、(e)は上基材の裏面の構成を示す図、(f)は下基材の表面の構成を示す図である。

【図10】一般的な配送ラベルの一例を示す図であり、(a)は正面図、(b)は(a)に示したA-A'断面図、(c)は(a)に示したB-B'断面図、(d)は(a)に示したC-C'断面図、(e)は上基材の裏面の構成を示す図、(f)は下基材の表面の構成を示す図である。

40

【図11】図10に示した配送ラベルの使用方法を説明するための図である。

【発明を実施するための形態】

【0027】

以下に、本発明の実施の形態について図面を参照して説明する。

【0028】

(第1の実施の形態)

図1は、本発明のラベルの第1の実施の形態を示す図であり、(a)は正面図、(b)は(a)に示したA-A'断面図、(c)は(a)に示したB-B'断面図、(d)は(a)に示したC-C'断面図、(e)は上基材10の裏面の構成を示す図、(f)は下基

50

材 2 0 の表面の構成を示す図である。

【 0 0 2 9 】

本形態は図 1 に示すように、剥離紙 3 0 上に、第 2 のシートである下基材 2 0 と、第 1 のシートである上基材 1 0 とが積層されて構成された配送ラベル 1 である。剥離紙 3 0 、下基材 2 0 及び上基材 1 0 はそれぞれ矩形状のものであり、同一の形状を有している。

【 0 0 3 0 】

剥離紙 3 0 は、剥離台紙 3 1 の一方の面に剥離剤 3 2 が塗工されることによって構成されている。この剥離紙 3 0 の剥離剤 3 2 が塗工された面に下基材 2 0 が積層され、下基材 2 0 の裏面に粘着剤が塗工されることによって積層された貼着層 4 2 を介して下基材 2 0 が剥離紙 3 0 に剥離可能に貼着されている。

10

【 0 0 3 1 】

上基材 1 0 は、第 1 の領域となる配達票 1 1 と第 2 の領域となる貼付票 1 2 とが分離線となるスリット 1 3 を介して分離可能に接続して構成されている。なお、分離線としてスリット 1 3 の代わりにミシン線を用いてもよい。配達票 1 1 及び貼付票 1 2 のそれぞれには、この配送ラベル 1 が貼着されて配送される配送物の配送元及び配送先の住所や氏名あるいは名称等の配送情報が印字される配送情報印字領域 1 1 a , 1 2 a が設けられている。また、配達票 1 1 には、この配送ラベル 1 が貼着されて配送される配送物の配送先にて受領印を押下するための押印領域 1 1 b が設けられているとともに、貼付票 1 2 に接続する角部が、三角形に切り欠かれていることにより切り欠き部 1 1 c となっている。スリット 1 3 は、切り欠き部 1 1 c から、配送ラベル 1 の配達票 1 1 と貼付票 1 2 との接続方向に直交する方向、すなわち上基材 1 0 の端辺と略平行に伸びているが、その方向の全幅に渡って一直線状に形成されているのではなく、配送ラベル 1 の切り欠き部 1 1 c とは反対側の端部近傍から配達票 1 1 側に斜めに突出し、配送ラベル 1 の端部に達する突出部 1 3 a を有している。これにより、スリット 1 3 は、配送ラベル 1 の配達票 1 1 と貼付票 1 2 との接続方向に直交する方向に伸びた直線部と、突出部 1 3 a とから構成されている。突出部 1 3 a は、配送ラベル 1 の配達票 1 1 と貼付票 1 2 との接続方向に直交する方向の長さが、直線部の 1 / 4 以下となっている。これは、配達票 1 1 には配送情報印字領域 1 1 a や押印領域 1 1 b が設けられており、スリット 1 3 がこれら配送情報印字領域 1 1 a や押印領域 1 1 b の邪魔にならないようにするためである。また、スリット 1 3 がこのような構成であることにより、貼付票 1 2 は、スリット 1 3 に沿う領域において、切り欠き部 1 1 c に対向する領域とは反対側の端部に、突出部 1 3 a に沿って配達票 1 1 側に三角形の形状に突出したつまみ部 1 2 b を有している。このつまみ部 1 2 b においても、配達票 1 1 と貼付票 1 2 との接続方向の幅が、上基材 1 0 の同方向の幅の 1 / 4 以下となっており、その理由は、スリット 1 3 における突出部 1 3 a の直線部に対する割合が 1 / 4 以下である理由と同様である。

20

30

【 0 0 3 2 】

このように構成された上基材 1 0 の裏面には、その全面に剥離剤 5 1 a が塗工されることによって剥離層 5 1 が積層されている。

【 0 0 3 3 】

下基材 2 0 には、その表面の全面に粘着剤 4 1 a が塗工されることによって貼着層 4 1 が積層されている。

40

【 0 0 3 4 】

そして、上基材 1 0 と下基材 2 0 とが、剥離層 5 1 と貼着層 4 1 とによって剥離可能に貼着されている。

【 0 0 3 5 】

以下に、上記のように構成された配送ラベル 1 の使用方法について説明する。

【 0 0 3 6 】

図 2 は、図 1 に示した配送ラベル 1 の使用方法を説明するための図である。

【 0 0 3 7 】

図 1 に示した配送ラベル 1 は、まず、図 2 (a) に示すように、配達票 1 1 及び貼付票

50

12のそれぞれに設けられた配送情報印字領域11a, 12aに、この配送ラベル1が貼着されて配送される配送物の配送元及び配送先の住所や氏名あるいは名称等の配送情報11d, 12dが印字された後、下基材20が剥離紙30から剥離される。

【0038】

下基材20が剥離紙30から剥離された配送ラベル1は、下基材20の裏面に塗工された粘着剤42aが表出し、図2(b)に示すように、この粘着剤42aによって、配送物が収納された被着体となる段ボール箱2に貼着される。

【0039】

配送ラベル1が段ボール箱2に貼着された配送物が、配送情報印字領域11a, 12aに印字された配送情報11d, 12dに従って配送先に届けられると、配達票11の押印領域11bに受領印が押下され、図2(c)に示すように、配達票11が、切り欠き部11cを剥離開始端として下基材20から剥離されていく。このように切り欠き部11cを剥離開始端として配達票11が下基材20から剥離されていく構成とした場合、スリット13は、スリット13の両端部のうち剥離開始端とは反対側の端部において配達票11側に斜めに突出するように形成されており、それにより、つまみ部12bが、貼付票12のスリット13に沿う領域のうち剥離開始端とは反対側の端部にて配達票11側に突出したのものとなっている。

【0040】

この際、切り欠き部11cは、配達票11の角部が三角形に切り欠かれていることによって形成されているため、配達票11や貼付票12の表面に対して上基材10の厚さだけ窪んでおり、この窪みに指を入れて配達票11aの端部に指を引っ掛けることで、配達票11を捲り上げて下基材20から容易に剥離することができる。なお、剥離開始端としては、切り欠き部11cによるものに限らず、配達票11の剥離開始端となる角部にスリットを設けたり、剥離開始端部となる領域のみ貼着層41よりも貼着力が弱い貼着層を設けたり、剥離開始端部となる領域に貼着層41上に糊殺し加工を施したりすることによるものでもよい。

【0041】

配達票11は、裏面に剥離剤51aが塗工されていることにより下基材20から剥離できるとともに、貼付票12とはスリット13を介して分離可能に接続しているため、図2(d)に示すように、下基材12から剥離して段ボール箱2から完全に分離することができる。また、スリット13が、切り欠き部11cから、配送ラベル1の配達票11と貼付票12との接続方向に直交する方向に伸びた直線部と、突出部13aとから構成されており、配送ラベル1の配達票11と貼付票12との接続方向に直交する方向における突出部13aの長さが直線部の1/4以下となっていることにより、配達票11と貼付票12とを分離可能とする方向がスリット13の長さの3/4以上の領域において一定となっている。そのため、配達票11を下基材20から急いで剥離した場合でも、配達票11と貼付票12がスリット13から逸れて分離してしまう可能性が低い。

【0042】

このように段ボール箱2から分離した配達票11は、配送業者等にて持ち帰られることになる。

【0043】

一方、上記のようにして配送された配送物の段ボール箱2には、貼付票12が貼着されたままの状態となっている。この貼付票12には、配送物の配送元及び配送先の住所や氏名あるいは名称等の配送情報12dが配送情報印字領域12aに印字されているため、段ボール箱2から配送物を取り出した後に段ボール箱2を廃棄する際、配送情報12dの漏洩を回避するために貼付票12を段ボール箱2から剥離することが好ましい。

【0044】

図3は、図1に示した配送ラベル1における貼付票12の下基材20からの剥離方法を詳細に説明するための図である。

【0045】

10

20

30

40

50

段ボール箱 2 に貼着されたままとなっている貼付票 1 2 は、上述したように、スリット 1 3 が、配達票 1 1 側に斜めに突出した突出部 1 3 a を有していることにより、突出部 1 3 a に沿って配達票 1 1 側に三角形の形状に突出したつまみ部 1 2 b を有している。そして、配達票 1 1 が下基材 2 0 から剥離されたことにより、このつまみ部 1 2 b にて、配達票 1 1 側の端部に上基材 1 0 の厚さ分の段差が生じている。

【 0 0 4 6 】

そこで、図 3 (a) , (b) に示すように、このつまみ部 1 2 b に指を引っ掛けることができる。また、つまみ部 1 2 b が、配達票 1 1 が剥離された領域側に突出しているため、つまみ部 1 2 b を貼付票 1 2 の剥離開始端とすることが視覚的に認識しやすくなっている。

10

【 0 0 4 7 】

そして、図 3 (c) に示すように、つまみ部 1 2 b の端部から貼付票 1 2 を引き上げ、つまみ部 1 2 b を剥離開始端として下基材 2 0 から剥離していく。

【 0 0 4 8 】

貼付票 1 2 は、裏面に積層された剥離層 5 1 によって下基材 2 0 から剥離可能に構成されているため、図 2 (e) に示すように下基材 2 0 から剥離していくことができる。

【 0 0 4 9 】

そして、図 2 (f) に示すように、貼付票 1 2 を下基材 2 0 から完全に剥離することにより、段ボール箱 2 から貼付票 1 2 を分離すれば、段ボール箱 2 には配送情報 1 2 d が残らず、配送情報の漏洩を回避しながら段ボール箱 2 を廃棄することができる。

20

【 0 0 5 0 】

このように本形態においては、スリット 1 3 が、配達票 1 1 側に斜めに突出した突出部 1 3 a を有していることにより、貼付票 1 2 が、突出部 1 3 a に沿って配達票 1 1 側に三角形の形状に突出したつまみ部 1 2 b を有しており、それにより、配達票 1 1 が下基材 2 0 から剥離されると、つまみ部 1 2 b の配達票 1 1 側の端部に上基材 1 0 の厚さ分の段差が生じる。そのため、この段差によってつまみ部 1 2 b に指を引っ掛けやすくなり、つまみ部 1 2 b を剥離開始端として貼付票 1 2 を下基材 2 0 から剥離しやすくなる。また、このように配達票 1 1 が下基材 2 0 から剥離されて初めてつまみ部 1 2 b の端部に段差が生じるので、配送情報印字領域 1 1 a , 1 2 a に配送情報を印字する際や配送物の配送途中等、配達票 1 1 が下基材 2 0 から剥離されていない状態においては、貼付票 1 2 が不用意に下基材 2 0 から剥離してしまうことが回避される。また、本形態においては、このような構成を、配達票 1 1 と貼付票 1 2 とを分離可能とするスリット 1 3 を用いて実現しており、配達票 1 1 や貼付票 1 2 を配送ラベル 1 の外側に突出させたり、配達票 1 1 や貼付票 1 2 以外の構成を用いたりすることなく、貼付票 1 2 が配送物から不用意に分離してしまうことを回避しながらも、必要時には配送物から容易に分離することができる。

30

【 0 0 5 1 】

(第 2 の実施の形態)

図 4 は、本発明のラベルの第 2 の実施の形態を示す図であり、(a) は正面図、(b) は (a) に示した A - A ' 断面図、(c) は (a) に示した B - B ' 断面図、(d) は (a) に示した C - C ' 断面図、(e) は上基材 1 1 0 の裏面の構成を示す図、(f) は下基材 1 2 0 の表面の構成を示す図である。

40

【 0 0 5 2 】

本形態は図 4 に示すように、図 1 に示したものに対して、スリット 1 1 3 の突出部 1 1 3 a の形状が異なり、またそれに伴い、つまみ部 1 1 2 b b の形状も異なるものである。

【 0 0 5 3 】

本形態における突出部 1 1 3 a は、配送ラベル 1 0 1 の切り欠き部 1 1 1 c とは反対側の端部近傍から配達票 1 1 1 側に斜めに突出し、その後、スリット 1 1 3 の他の領域と平行な方向に延びて配達票 1 1 1 の端部まで達している。それにより、貼付票 1 1 2 は、スリット 1 1 3 に沿う領域において、切り欠き部 1 1 1 c に対向する領域とは反対側の端部に、突出部 1 1 3 a に沿って配達票 1 1 1 側に台形の形状に突出したつまみ部 1 1 2 b を

50

有している。

【0054】

上記のように構成された配送ラベル101においても、図1に示したものと同様に配送物に貼着され、配送物の配送先において配達票111が貼付票112から分離されて下基材120から剥離される。

【0055】

そして、配達票111が下基材120から剥離されることにより、つまみ部112bの端部にて段差が生じ、この段差によってつまみ部112bに指を引っ掛けやすくなり、つまみ部112bを剥離開始端として貼付票112を下基材120から剥離しやすくなる。

【0056】

(第3の実施の形態)

図5は、本発明のラベルの第3の実施の形態を示す図であり、(a)は正面図、(b)は(a)に示したA-A'断面図、(c)は(a)に示したB-B'断面図、(d)は(a)に示したC-C'断面図、(e)は上基材210の裏面の構成を示す図、(f)は下基材220の表面の構成を示す図である。

【0057】

本形態も図5に示すように、図1に示したものに対して、スリット213の突出部213aの形状が異なり、またそれに伴い、つまみ部212bの形状も異なるものである。

【0058】

本形態における突出部213aは、配送ラベル201の切り欠き部211cとは反対側の端部近傍から配達票211側に弧を描きながら斜めに突出し、配達票211の端部まで達している。それにより、貼付票212は、スリット213に沿う領域において、切り欠き部211cに対向する領域とは反対側の端部に、突出部213aに沿って配達票211側に、斜辺が曲線となった略三角形の形状に突出したつまみ部212bを有している。

【0059】

上記のように構成された配送ラベル201においても、図1に示したものと同様に配送物に貼着され、配送物の配送先において配達票211が貼付票212から分離されて下基材220から剥離される。

【0060】

そして、配達票211が下基材220から剥離されることにより、つまみ部212bの端部にて段差が生じ、この段差によってつまみ部212bに指を引っ掛けやすくなり、つまみ部212bを剥離開始端として貼付票212を下基材220から剥離しやすくなる。

【0061】

(第4の実施の形態)

図6は、本発明のラベルの第4の実施の形態を示す図であり、(a)は正面図、(b)は(a)に示したA-A'断面図、(c)は(a)に示したB-B'断面図、(d)は(a)に示したC-C'断面図、(e)は上基材310の裏面の構成を示す図、(f)は下基材320の表面の構成を示す図である。

【0062】

本形態は図6に示すように、図1に示したものに対して、スリット313の突出部313aの位置及び形状が異なり、またそれに伴い、つまみ部312bの位置及び形状も異なるものである。

【0063】

本形態における突出部313aは、スリット313の中央部分において、スリット313の一端側から配達票311側に斜めに延びた辺部と、スリット313の他端側から配達票311側に斜めに延びた辺部とからなり、これら2つの辺部が交差して構成されている。それにより、貼付票312は、スリット313に沿う領域において、配達票311との接続方向に直交する方向における中央部分に、突出部313aに沿って配達票311側に山状に突出したつまみ部312bを有している。

【0064】

10

20

30

40

50

上記のように構成された配送ラベル301においても、図1に示したものと同様に配送物に貼着され、配送物の配送先において配達票311が貼付票312から分離されて下基材320から剥離される。

【0065】

そして、配達票311が下基材320から剥離されることにより、つまみ部312bの端部にて段差が生じ、この段差によってつまみ部312bに指を引っ掛けやすくなり、つまみ部312bを剥離開始端として貼付票312を下基材320から剥離しやすくなる。

【0066】

なお、突出部やそれに伴うつまみ部の形状は、上述した4つの実施の形態に示したものに限らない。ただし、切り欠き部を剥離開始端として配達票を下基材から剥離していく場合、突出部がスリットから切り欠き部側に斜めに向かって延びていると、貼付票を下基材から剥離する際、突出部から配達票が破断してしまう虞れがあるため、切り欠き部とは反対側に斜めに向かって延びていることが好ましい。

【0067】

また、突出部やそれに伴うつまみ部の位置は、貼付票を下基材から剥離する際の剥離しやすさを考慮した場合、スリットの両端部のうち、切り欠き部とは反対側の端部に設けられていることが好ましい。

【0068】

(第5の実施の形態)

図7は、本発明のラベルの第5の実施の形態を示す図であり、(a)は正面図、(b)は(a)に示したA-A'断面図、(c)は(a)に示したB-B'断面図、(d)は(a)に示したC-C'断面図、(e)は上基材410の裏面の構成を示す図、(f)は下基材420の表面の構成を示す図である。

【0069】

本形態は図7に示すように、図1に示したものに対して、突出部413aが配達票411の端部にて途切れており、それにより、配達票411の端部に、配達票411と貼付票412とが繋がったタイ部413bが配置されている点と、下基材420の表面のうち、配達票411とつまみ部412bに対向する領域に積層された貼着層443と、貼付票412のつまみ部412b以外に対向する領域に積層された貼着層441とでその貼着力が異なり、貼着層443の貼着力が貼着層441の貼着力よりも弱い点とが異なるものである。この貼着層441、443の貼着力の違いは、下基材420の表面のうち、配達票411とつまみ部412bに対向する領域に塗工される粘着剤443aと、貼付票412のつまみ部412b以外に対向する領域に塗工される粘着剤441aとの種類や塗工厚、塗工パターンを互いに異ならせることで実現することができる。その際、粘着剤441a、443aは、突出部413aの形状によらずにスリット413に対向する一直線状の領域を境界として下基材420を図中上下に分割したそれぞれの領域に塗工されることとなるため、精細な制御を行うことなく、貼着力が互いに異なる貼着層411、443を積層することができる。

【0070】

上記のように構成された配送ラベル401においても、図1に示したものと同様に配送物に貼着されて使用されることになるが、タイ部413bによって配達票411と貼付票412とがその一部にて繋がっているため、配送情報印字領域411a、412aに配送情報を印字する際や配送物の配送途中において、つまみ部412bが捲れ上がって貼付票412が下基材420から不用意に剥離してしまうことがさらに回避されることになる。特に、配送情報印字領域411a、412aに配送情報を印字する際、配達票411側が先端となってプリンタ内を搬送される場合、タイ部413bによってつまみ部412bがプリンタの部品等が引っ掛けてしまうことが回避される。

【0071】

そして、配送物の配送先において配達票411が貼付票412から分離されて下基材420から剥離される際、配達票411に対向する領域に積層された貼着層443の貼着力

10

20

30

40

50

が、貼付票 4 1 2 のつまみ部 4 1 2 b 以外に対向する領域に積層された貼着層 4 4 1 の貼着力よりも弱いことにより、配送業者にて配達票 4 1 1 をすばやく容易に下基材 4 2 0 から剥離することができる。

【0072】

その後、上述したものと同様に、つまみ部 4 1 2 b を剥離開始端として貼付票 4 1 2 が下基材 4 2 0 から剥離されていくことになるが、つまみ部 4 1 2 b に対向する領域に積層された貼着層 4 4 3 の貼着力が、貼付票 4 1 2 のつまみ部 4 1 2 b 以外に対向する領域に積層された貼着層 4 4 1 の貼着力よりも弱いことにより、つまみ部 4 1 2 b をさらにつまみ上げやすくなる。

【0073】

なお、本形態のように、下基材 4 2 0 の表面のうち、配達票 4 1 1 とつまみ部 4 1 2 b に対向する領域に積層された貼着層 4 4 3 と、貼付票 4 1 2 のつまみ部 4 1 2 b 以外に対向する領域に積層された貼着層 4 4 1 とでその貼着力が異なり、貼着層 4 4 3 の貼着力が貼着層 4 4 1 の貼着力よりも弱い構成において、タイ部 4 1 3 b を設けないものとしてもよい。すなわち、図 1 に示したものにおいて、配達票 1 1 及びつまみ部 1 2 b と、貼付票 1 2 のつまみ部 1 2 b 以外の領域とで、下基材 2 0 に対する貼着力が異なり、配達票 1 1 及びつまみ部 1 2 b が、貼付票 1 2 のつまみ部 1 2 b 以外の領域よりも弱い貼着力で下基材 2 0 に貼着された構成とすることも考えられる。

【0074】

(第 6 の実施の形態)

図 8 は、本発明のラベルの第 6 の実施の形態を示す図であり、(a) は正面図、(b) は (a) に示した A - A' 断面図、(c) は (a) に示した B - B' 断面図、(d) は (a) に示した C - C' 断面図、(e) は上基材 5 1 0 の裏面の構成を示す図、(f) は下基材 5 2 0 の表面の構成を示す図である。

【0075】

本形態は図 8 に示すように、図 6 に示したものに対して、突出部 5 1 3 a が、2 つの辺部が交差する領域にて途切れており、それにより、配達票 5 1 1 のスリット 5 1 3 に沿う領域の中央部分に、配達票 5 1 1 と貼付票 5 1 2 とが繋がったタイ部 5 1 3 b が配置されている点が異なるものである。

【0076】

上記のように構成された配送ラベル 5 0 1 においても、上述したものと同様に配送物に貼着されて使用されることになるが、タイ部 5 1 3 b によって配達票 5 1 1 と貼付票 5 1 2 とがその一部にて繋がっているため、配送情報印字領域 5 1 1 a, 5 1 2 a に配送情報を印字する際や配送物の配送途中において、つまみ部 5 1 2 b が捲れ上がって貼付票 5 1 2 が下基材 5 2 0 から不用意に剥離してしまうことがさらに回避されることになる。特に、配送情報印字領域 5 1 1 a, 5 1 2 a に配送情報を印字する際、配達票 5 1 1 側が先端となってプリンタ内を搬送される場合、タイ部 5 1 3 b によってつまみ部 5 1 2 b がプリンタの部品等が引っ掛けてしまうことが回避される。

【0077】

(第 7 の実施の形態)

図 9 は、本発明のラベルの第 7 の実施の形態を示す図であり、(a) は正面図、(b) は (a) に示した A - A' 断面図、(c) は (a) に示した B - B' 断面図、(d) は (a) に示した C - C' 断面図、(e) は上基材 6 1 0 の裏面の構成を示す図、(f) は下基材 6 2 0 の表面の構成を示す図である。

【0078】

図 9 に示すように、配達票 6 1 1 と貼付票 6 1 2 とが横方向に並んだ配送ラベル 6 0 1 においても本発明を適用することができる。

【0079】

本形態の配送ラベル 6 0 1 においては図 9 に示すように、図 7 に示したものと同等に、突出部 6 1 3 a が配達票 6 1 1 の端部にて途切れており、それにより、配達票 6 1 1 の端

10

20

30

40

50

部に、配達票 6 1 1 と貼付票 6 1 2 とが繋がったタイ部 6 1 3 b が配置されている。

【 0 0 8 0 】

上記のように構成された配送ラベル 6 0 1 においても、上述したものと同様に配送物に貼着されて使用されることになるが、タイ部 6 1 3 b によって配達票 6 1 1 と貼付票 6 1 2 とがその一部にて繋がっているため、配送情報印字領域 6 1 1 a , 6 1 2 a に配送情報を印字する際や配送物の配送途中において、つまみ部 6 1 2 b が捲れ上がって貼付票 6 1 2 が下基材 6 2 0 から不用意に剥離してしまうことがさらに回避されることになる。特に、配送情報印字領域 6 1 1 a , 6 1 2 a に配送情報を印字する際、配達票 6 1 1 側が先端となってプリンタ内を搬送される場合、タイ部 6 1 3 b によってつまみ部 6 1 2 b がプリンタの部品等が引っ掛けてしまうことが回避される。

10

【 0 0 8 1 】

なお、図 7 ~ 図 9 に示したように、突出部がその一部にて途切れることによりタイ部を有する構成においては、配達票と貼付票とがタイ部にて繋がっているため、下基材の表面のうちつまみ部に対向する領域に貼着層を設けておかなくてもよい。

【 0 0 8 2 】

また、上述した実施の形態においては、配達票と貼付票とがスリットを介して分離可能に接続した配送ラベルを例に挙げて説明したが、本発明のラベルとしては、第 1 の領域と第 2 の領域とが分離線を介して分離可能に接続した第 1 のシートと、第 1 のシートの一方の面に剥離可能に貼着された第 2 のシートとを有し、第 2 のシートの第 1 のシートとの貼着面とは反対側の面に積層された貼着層によって被着体に貼着された状態から、第 1 の領域が第 2 の領域から分離して第 2 のシートから剥離され、その後、第 2 の領域が第 2 のシートから剥離されて使用される構成であれば、様々なラベルについて適用することができる。

20

【 符号の説明 】

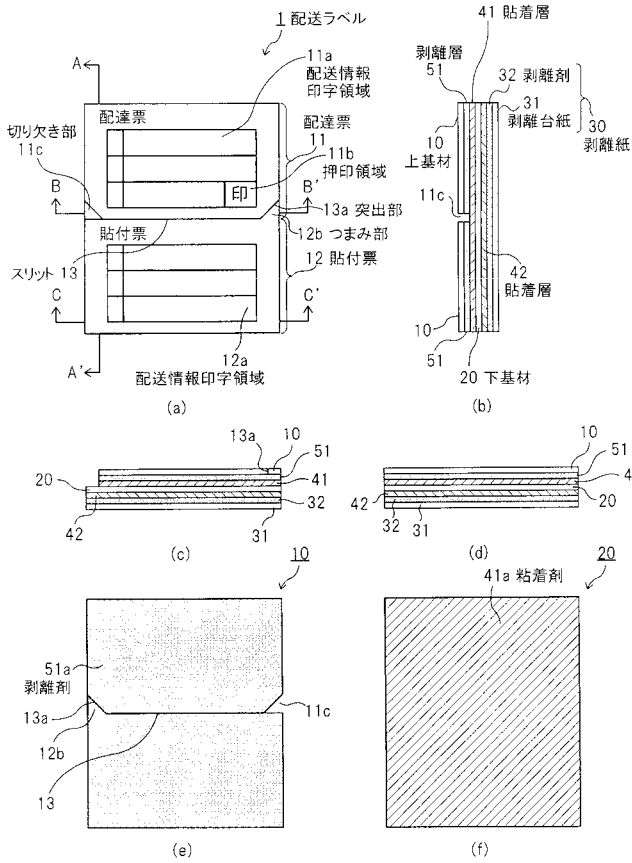
【 0 0 8 3 】

- 1 , 1 0 1 , 2 0 1 , 3 0 1 , 4 0 1 , 5 0 1 , 6 0 1 配送ラベル
- 2 段ボール箱
- 3 指
- 1 0 , 1 1 0 , 2 1 0 , 3 1 0 , 4 1 0 , 5 1 0 , 6 1 0 上基材
- 1 1 , 1 1 1 , 2 1 1 , 3 1 1 , 4 1 1 , 5 1 1 , 6 1 1 配達票
- 1 1 a , 1 2 a , 1 1 1 a , 1 1 2 a , 2 1 1 a , 2 1 2 a , 3 1 1 a , 3 1 2 a , 4 1 1 a , 4 1 2 a , 5 1 1 a , 5 1 2 a , 6 1 1 a , 6 1 2 a 配送情報印字領域
- 1 1 b , 1 1 1 b , 2 1 1 b , 3 1 1 b , 4 1 1 b , 5 1 1 b , 6 1 1 b 押印領域
- 1 1 c , 1 1 1 c , 2 1 1 c , 3 1 1 c , 4 1 1 c , 5 1 1 c , 6 1 1 c 切り欠き部
- 1 1 d , 1 2 d 配送情報
- 1 2 , 1 1 2 , 2 1 2 , 3 1 2 , 4 1 2 , 5 1 2 貼付票
- 1 3 , 1 1 3 , 2 1 3 , 3 1 3 , 4 1 3 , 5 1 3 スリット
- 2 0 , 1 2 0 , 2 2 0 , 3 2 0 , 4 2 0 , 5 2 0 , 6 2 0 下基材
- 3 0 , 1 3 0 , 2 3 0 , 3 3 0 , 4 3 0 , 5 3 0 , 6 3 0 剥離紙
- 3 1 , 1 3 1 , 2 3 1 , 3 3 1 , 4 3 1 , 5 3 1 , 6 3 1 剥離台紙
- 3 2 , 5 1 a , 1 3 2 , 1 5 1 a , 2 3 2 , 2 5 1 a , 3 3 2 , 3 5 1 a , 4 3 2 , 4 5 1 a , 5 3 2 , 5 5 1 a , 6 3 2 , 6 5 1 a 剥離剤
- 4 1 , 4 2 , 1 4 1 , 1 4 2 , 2 4 1 , 2 4 2 , 3 4 1 , 3 4 2 , 4 4 1 ~ 4 4 3 , 5 4 1 , 5 4 2 , 6 4 1 , 6 4 2 貼着層
- 4 1 a , 4 2 a , 1 4 1 a , 2 4 1 a , 3 4 1 a , 4 4 1 a , 5 4 1 a , 6 4 1 a 粘着剤
- 5 1 , 1 5 1 , 2 5 1 , 3 5 1 , 4 5 1 , 5 5 1 , 6 5 1 剥離層

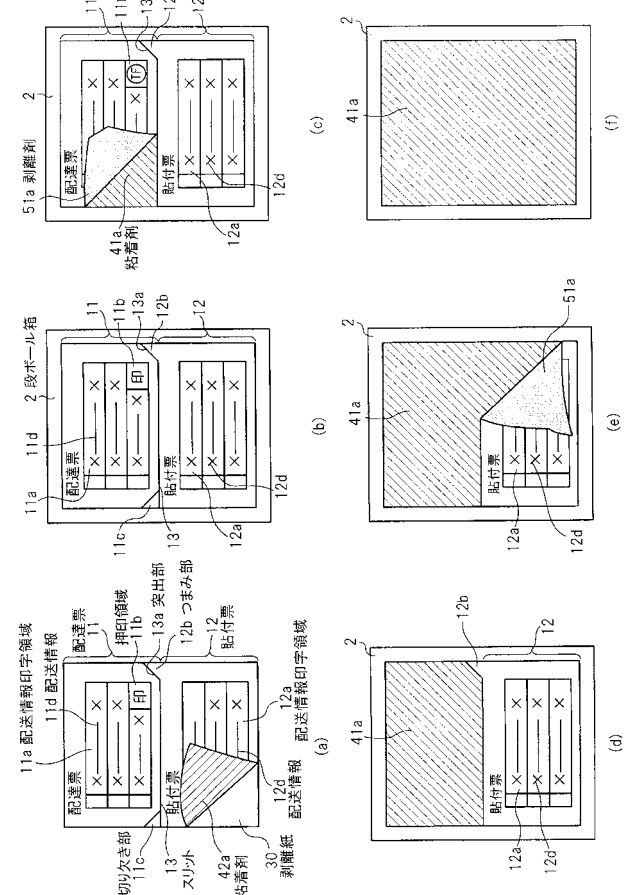
30

40

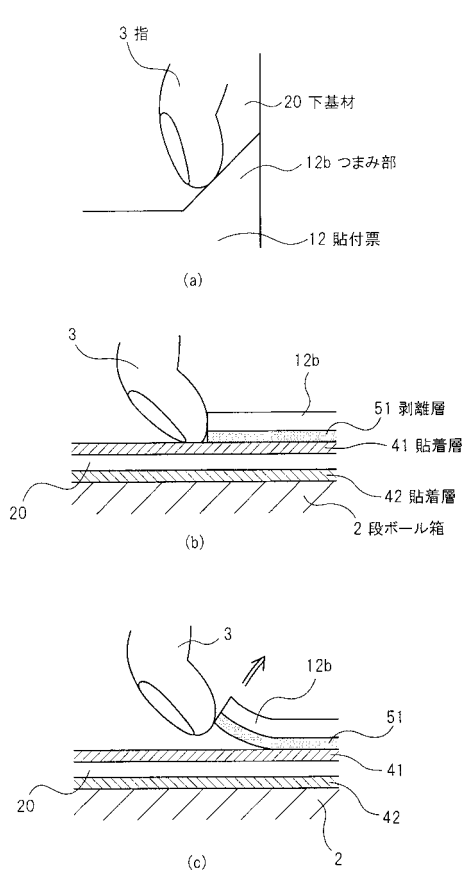
【図1】



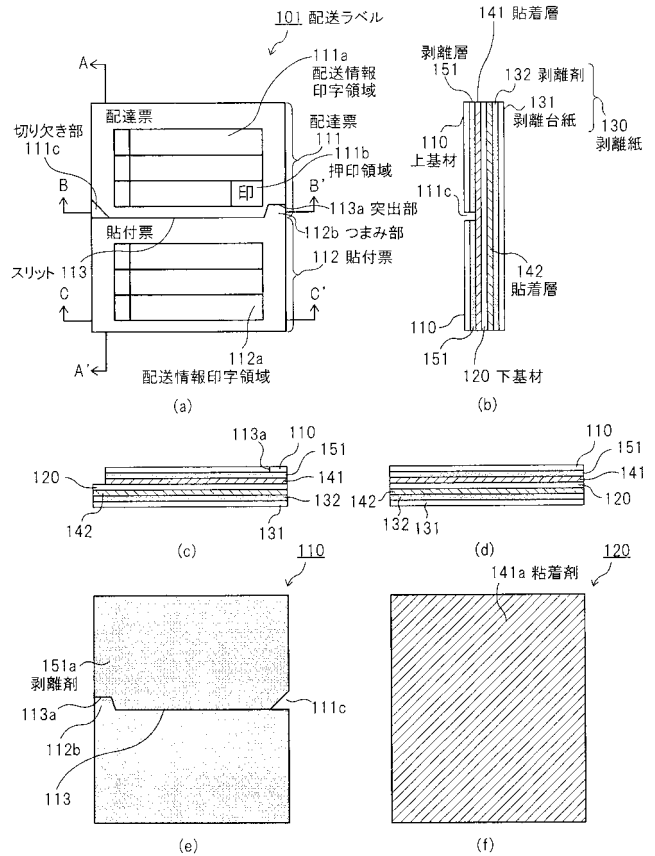
【図2】



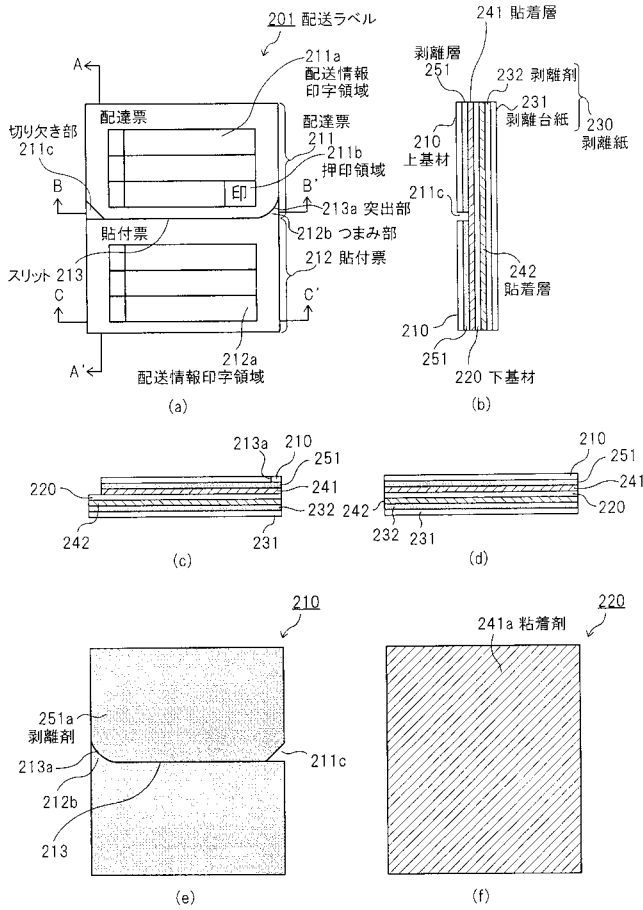
【図3】



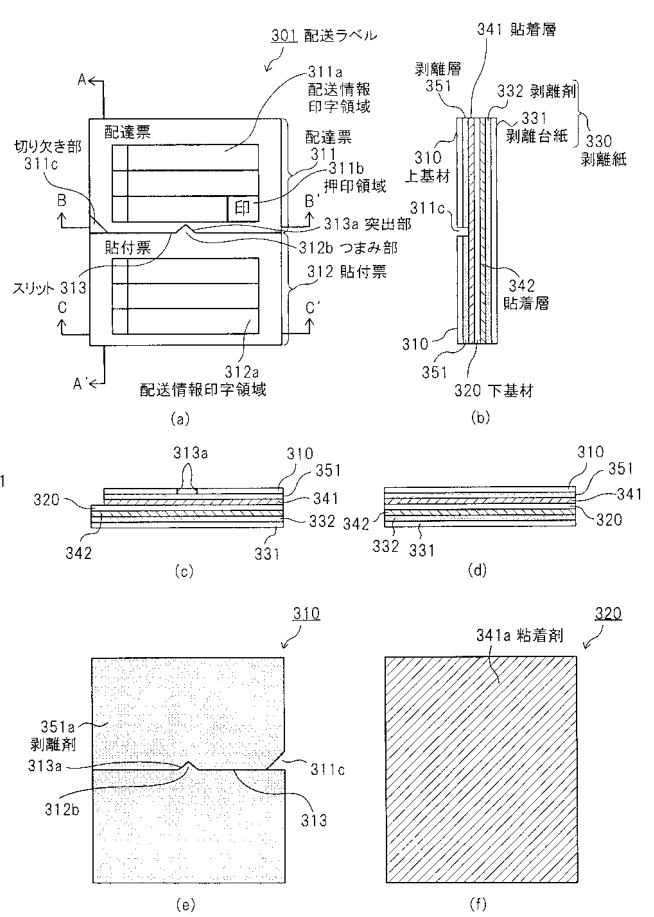
【図4】



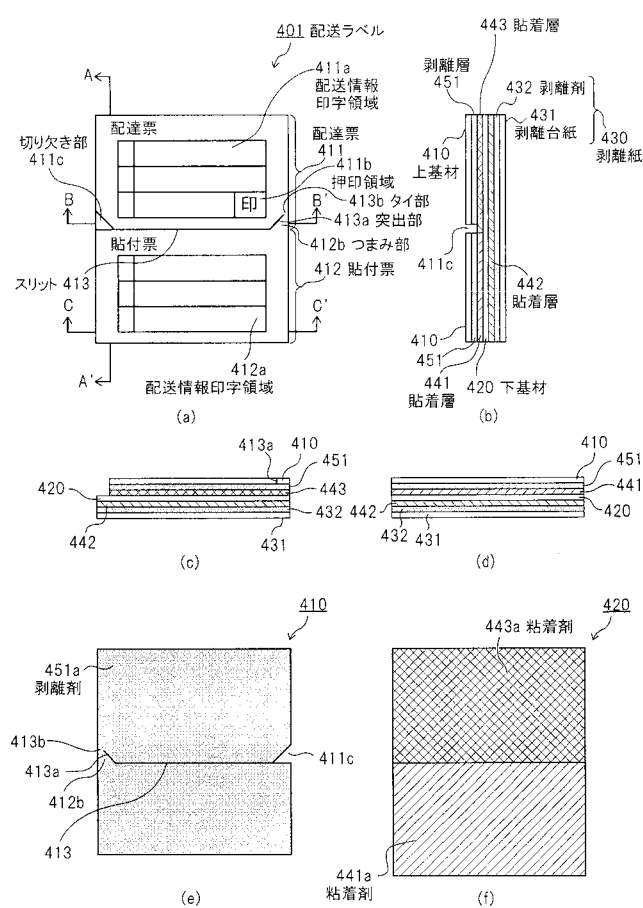
【図5】



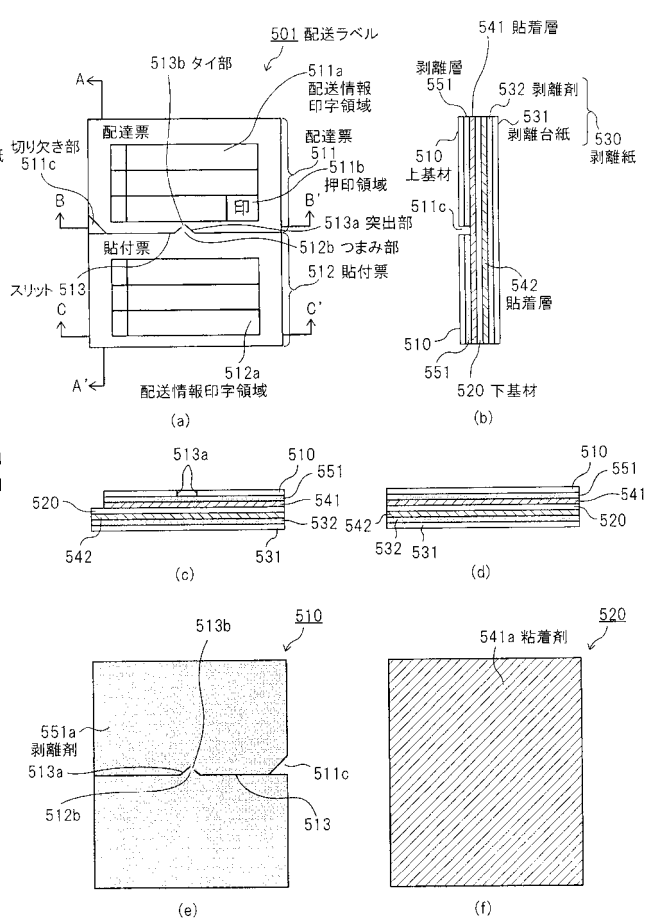
【図6】



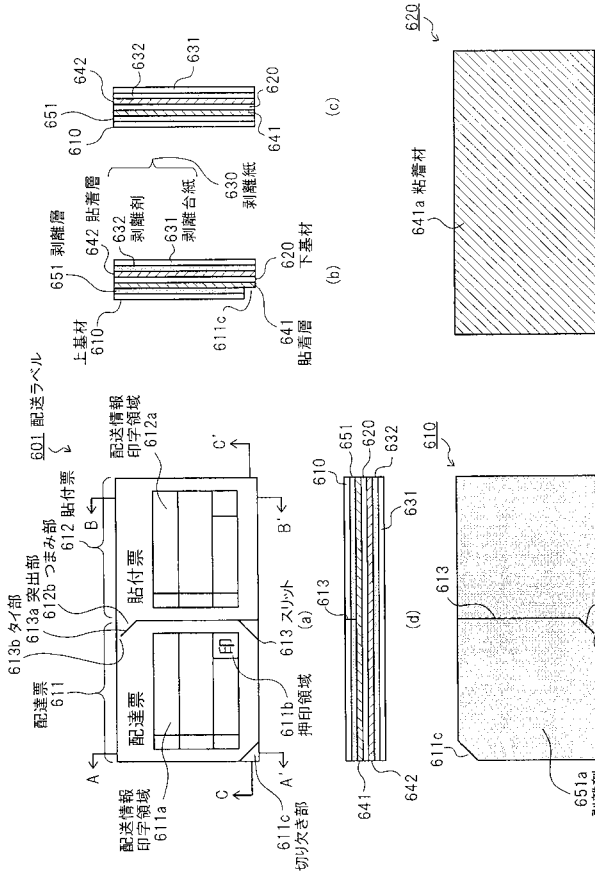
【図7】



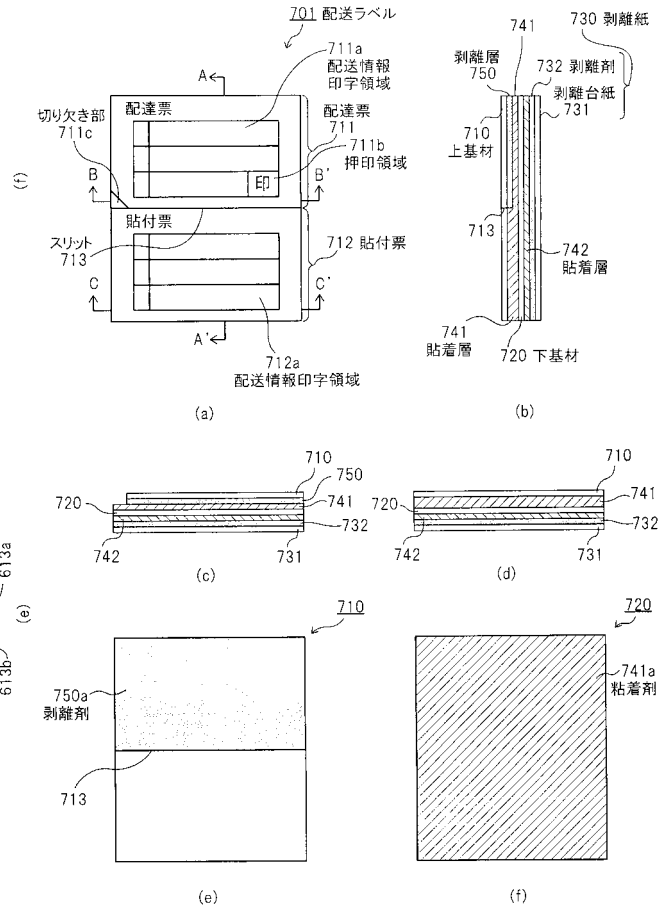
【図8】



【図9】



【図10】



【図11】

